### お知らせ

# 医療費通知の送付について

ます。 齢者医療保険は1月と6月の 年2回発送) に1回の年6回発送、後期高 に、医療費通知を送付してい いか確認していただくため した際の請求内容に誤りがな とともに、 対する認識を深めていただく 医療保険加入者には、 国民健康保険・後期高齢者 (国民健康保険は2カ月 医療機関等で受診 健康に

告する必要があります。 用することができますが、医 療費の助成等があった場合 療費控除の明細書」として使 医療費控除の手続きで「医 また、診療を受けた月から 医療費通知は、確定申告等 ご自身で額を訂正して申

より、医療費控除の適用を受け 除の明細書」に記載することに 3~4カ月後(審査機関での審 かる領収書に基づき「医療費控 合、11月と12月分は医療費にか わない場合があります。その場 分については申告時期に間に合 きませんので、11月と12月診療 査を行った後)でないと送付で

> 除の明細書」の記載にかかる領 収書は5年間保存する必要があ ることができます。(「医療費控 ります)

### 一問い合わせ

# 医療費通知に関すること】

# 税務課 課税第1班

# 中学生医療費助成制度

※8月1日以降の受給者証に 療費助成制度に変更するた に入学される方は、ちびっ子 まで拡充しています。中学校 制度の対象者を中学校3年生 援の一環として医療費の助成 め、申請が必要になります。 医療費助成制度から中学生医 周防大島町では、子育て支 が必要になります。 ついては、再度更新手続き

## ■申請が必要な方

今年中学校に入学される方

## |受給者証有効期間

きをしてください。 合支所・出張所で申請の手続 4月1日~7月31日まで 対象になると思われる方 福祉課または最寄りの総

してください。

でない方は今月中に手続きを

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保

### 険証 ■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

## 犬を飼われる方へ

■犬を飼い始めたら

ください。(登録には手数料 めた方は、 3000円が必要です) 生後91日以上の犬を飼い始 町へ登録をして

### ※迷い犬を防ぐためにも、首 輪に鑑札、狂犬病予防注射 済票を付けましょう。

### ①犬が死んだ場合 ■登録内容に変更があるとき

町へ死亡届を提出してくだ

■日時

# ②町内に犬が転入した場合

で手続きをしてください。 案内はがき」を持参して、 射済票」、「狂犬病予防注射の 「犬の鑑札」や「狂犬病予防注 前の自治体で交付された 町

### いますので、手続きがお済み る方には申請書類を送付して 療費助成制度を受給されてい なお、すでに、ちびっ子医

④飼い主が変わった場合や 出して手続きをしてください。 る課に「犬の鑑札」などを提 住所変更した場合など

## ださい。

町で変更の手続きをしてく

義務付けられています。 の集合注射時または、お近く 1回の「狂犬病予防注射」が

※集合注射のご案内は広報3 月号に掲載する予定です。

## ■問い合わせ

79 10 12 生活衛生課 生活衛生班

### フォーラム2022 山口県自殺対策

※入場無料 3月6日间 午後1時3分~3時3分

### ■場所

(山口市吉敷下東3丁目1-1) 山口県総合保健会館

# ③町外へ犬が転出した場合

転出先自治体の犬を担当す

# ■狂犬病予防注射について

の動物病院で接種し、町へ 550円が必要です) 予防注射済票の交付に手数料 届け出てください。(狂犬病 生後91日以上の犬は、 毎年 **4**月

の上、農林課へご連絡ください かけた場合は、次のことに注意 目撃情報を収集しています。 ご協力をお願いします。 町内において、野生のサル

な等)を見つけた場合は、危険 せない。(※捕獲用のわな(箱わ にエサを与えない。食べ物を見 るような行動をしない) (4)絶対 驚かせたりしない。(刺激を与え ない。⑶大きな声を出したり

### ■問い合わせ

農林課 有害鳥獣対策班

### ■内容

きること」 講演「自死予防のためにで

ロンティア大学 准教授) 講師 桝本俊哉 氏 (宇部

### ■定員

200人

||申込期限||2月25日金 (先着順、 要事前申込)

※申し込み方法等、詳しくは お問い合わせください。

### ■問い合わせ

**3**083 (902) 2672 山口県精神保健福祉センター

# 野生のサルを見かけたら

なため近づかないでください) (1)近づかない。(2)目を合わ

79 1002